

工事に係る競争入札参加資格者格付基準

【参考資料】

令和8年度における格付基準点（令和8年3月16日 決定）

種別 等級	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	水道施設 工事
A	1000点以上	830点以上			
B	1000点未満	730点以上 830点未満			
C		730点未満			

※令和8年度より適用

－格付基準調整規定の基本的な運用について－

平成9年度格付審査会において出された意見に基づく。

- (1) 総合評点により位置付けられるランクが、2年連続で現状のランクより上位である場合は、格付を1つ上げる。
- (2) 総合評点により位置付けられるランクが、2年連続で現状のランクより下位である場合は、格付を1つ下げる。
- (3) ランクが4つ設定されている業種の場合で、総合評点により位置付けられるランクが現状のランクより2つ以上上位となる場合は、格付を1つ上げる。
- (4) ランクが4つ設定されている業種の場合で、総合評点により位置付けられるランクが現状のランクより2つ以上下位となる場合は、格付を1つ下げる。
- (5) 新規業者の場合は、その総合評点により位置付けられるランクより1つ下に位置付ける（ランクがA・Bランクの業種の場合は、Bに位置付けられる。）。